

## インターネット上の同和問題に関する事象について

### 1. 本市をとりまく状況と対応

#### (1) 状況

動画投稿サイトにおいて、大阪市内の一部地域をいわゆる同和地区であるなどとする動画が掲載されている。

#### (2) 削除要請依頼

上記事象に対して、人権啓発・相談センターで内容確認を行ったうえで、法務省依命通知を踏まえ、大阪法務局に対し当該サイトのプロバイダ等への削除要請の依頼を行った。

(実績：令和3年度 5本、令和4年度 12本(令和4年12月末現在))

#### (3) 国への要望

削除要請に応じ削除するか否かはプロバイダ等の判断に委ねられていることや、憲法により保障された表現の自由との関係やインターネットの特性など、地方自治体による対応には限界があり、国レベルでの対応が必要と考える。いわゆる同和地区の所在地情報を流布するなど、明らかに問題あると考えられる情報発信について、差別行為の防止のための法的措置を含めた実効性ある対策を府や市長会等と連携して国に要望している。

#### (4) 周知啓発の取組

本市では様々な人権啓発に取り組んでいるが、インターネットに関する問題も積極的に取り上げ、取り組みを推進しているところである。

##### (市民向け)

大阪市人権だより「KOKORO ネット」

インターネット上の人権問題をテーマとした記事を掲載し、一般又は市内小学校へ配付

- ・ 令和3年度 第47号 インターネットによる誹謗中傷  
第48号 インターネットの使い方(中学生対象)
- ・ 令和4年度 第49号 インターネットでの誹謗中傷やプライバシー侵害で困ったとき  
どうすればいいのか  
第50号 インターネットの使い方(小学生対象)

大学連携ポスタープロジェクトによる啓発ポスター掲示

- ・ 大学との連携により、学生ならではの発想を活かした市政ポスター作成の取組として、「インターネットにおける人権侵害」をテーマとした啓発ポスターを作成 Osaka Metro 主要駅に掲示(令和4年9月)
- 映画等ポスターとのコラボレーションによる啓発ポスター掲示
- ・ 民間企業とのタイアップにより、テレビドラマ「両刃の斧」とコラボレーションした「インターネットにおける人権侵害」をテーマとした啓発ポスターを作成 本市関係施設に掲示(令和4年11月)

市ホームページ及びLINE

- ・ 市HP：「インターネットにおける人権侵害」  
「インターネットでの情報発信について(ご注意)」

LINE：継続的に啓発を配信(令和4年11月末現在登録者数1,131人)

##### (企業向け)

- ・ 令和3年度 人権啓発スキルアップ講座を実施

「インターネットと人権侵害～守ろう人権、守ろう職場～」  
佐藤 佳弘 株式会社情報文化総合研究所代表取締役

#### (5)職員研修

職員に対する研修にも取り組んでいる。

- ・ 令和3年度 管理者層人権問題研修  
テーマ：「インターネットの広がり新たな差別問題」を設定。  
講師：鈴木 謙介 関西学院大学准教授
- ・ 令和4年度 管理者層人権問題研修  
選択テーマ：「ネット社会が抱える人権問題と対策について」を設定。  
講師：森井 昌克 神戸大学大学院教授

## 2.大阪府における取組み

- ・ 令和4年4月に、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が施行された。
- ・ 同条例に基づき、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の防止及び被害者支援等に関する実効性のある施策についての意見を聴取することを目的に、「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議」が設置された（令和4年5月からこれまで5回にわたり開催）。

（第5回有識者会議において示されている施策の方向性（概要））

教育・啓発活動の一層の推進  
相談事業・被害者支援策の充実  
人権侵害情報への対応  
国への提案

## 3.大阪市における新たな取組み（予定）

本市は、市民に身近な基礎自治体として、国・府の役割分担・動向をふまえ、被害者に寄り添う具体的な被害者支援策について検討を行った。その結果、人権相談事業による支援に加え、専門知識を有する弁護士への相談費用の支援を新たに行うこととし、令和5年度からの実施に向け、現在予算要求中である。

### (1)名称

「インターネット上での誹謗中傷等による被害者支援事業」

### (2)目的及び概要

- ・ プロバイダへの削除要請、発信者情報開示請求に関する非訟手続、削除請求の仮処分手続等について、一般的な認知度が低いと考えられる。
- ・ また、被害者が専門的知識を持つ弁護士へ相談するには、一定の心理的・経済的なハードルがある。
- ・ そこで、本市独自の取組みとして、インターネット上での人権侵害を受けた被害者が、被害解消の第一歩として、採り得る対処方法等について検討いただけるよう、専門知識を有する弁護士への相談費用の支援を主な内容とした事業を実施する。